こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和７年９月 19 日
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こ ど も 家 庭 庁 支 援 局 障 害 児 支 援 課

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件（案）について、令和７年７月 11 日（金）から同年８月 11 日（月）まで御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
１	就労継続支援が事業として成立しにくい環境になっており、ここ２年ほどで就労継続支援Ａ型が打ち切られる、Ｂ型へ変更を余儀なくされる発達障害者や発作性疾患を抱える方が増えております。一般社会のなかで就労できる機会が今なお困難ながら、疾病への理解がなかなか広がらず、一般企業への就労が継続できずにある現状があります。発作が出る数時間は席を外してもそれ以外の時間では一般の就労者とあまり変わりのない負荷の作業や業務が行える能力を有していても、現実には就労Ｂ型となると、折り紙を	就労選択支援とは、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する障害福祉サービスです。 本人の希望、就労能力や適性等に合った就労が実現できるよう、就労選択支援の円滑な実施を進めてまいります。

	折るだけの作業のみなどのとても単純化した作業の範囲に限定されているため、本人の生きがいややる気を奪う、場合によっては精神疾患発症のきっかけや引き金になっていることもあります。希少な疾患や障害であればなお、その傾向が強いように思います。疾患名のみではなく、個別の能力や状況を勘案して支援Ａ型や一般就労（障がい者枠）の拡大が整う環境整備が必要だと感じます。	

※上記のほか、３件の本件に関係ない御意見をいただきました。